

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

- a. 健康経営に関する取組（健康経営に係るノウハウの提供、健康増進施策の共同実施 等）
産業廃棄物処理業という業務特性を踏まえ、労働災害の防止や安全衛生管理の徹底に加え、定期健康診断の受診促進、長時間労働の抑制、十分な休養の確保に努めています。

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行のはじめに積極的に取り組みます。

3. その他（任意記載）

当社は、産業廃棄物処理業として、適正処理と環境保全を通じ、取引先および地域社会から信頼される事業活動を行うことを基本方針としています。サプライチェーン全体の持続的な発展を目指し、取引先との共存共栄を重視したパートナーシップの構築に取り組みます。具体的には、取引先の透明性および公平性を確保し、一方的な条件変更や不合理な要請を行わず、十分な協議と対話を通じて相互理解を深めます。

2026年1月5日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

有限会社 AB 商会

企 業 名

代表取締役 清水知加子

役職・氏名（代表権を有する者）

(備考)

- ・本宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。